

最低基準についてよくある質問

『保育所にかかわる国基準の堅持・向上を求める緊急アピール』に賛同する連絡会

Q：最低基準って何ですか？

A：子どもが安心、安全に育つことを目的に、認可保育園が最低でも確保しなくてはならない部屋の広さ、衛生・安全設備や職員配置などに関して取り決めた基準のことです。たとえば、面積基準とは子ども1人が眠る、遊ぶ、食べるなどに最低限必要なスペースのことです。また、保育士配置基準は有資格者の保育士1人に対する子どもの数を定めています。

現在、日本では国が児童福祉法に基づき、「児童福祉施設等設置最低基準」を定めています。それによると、0-1歳児の面積基準は子どもひとりあたり3.3㎡、保育士配置基準は0歳児3人、1-2歳児6人、3歳児20人、4-5歳児30人です。しかし、先進諸国の基準と比べて「狭過ぎる」「(保育士が)少な過ぎる」ことが指摘されています。

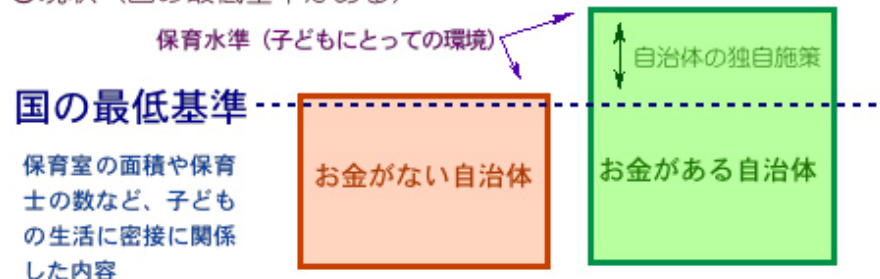
Q：各自治体をもっとよい保育園や保育環境を作ろうと思っても、国の最低基準が足かせになっているではありませんか。

A：国の最低基準は「最低」のルールであって、現行制度のもとでも各自治体はそれぞれの判断で、これを上回ることができます。事実、認可保育園では、これまで最低基準よりも広い面積で保育してきました。自治体が独自に職員配置を上乗せし、国の最低基準では示されていない看護師、栄養士を配置しているところもあります。

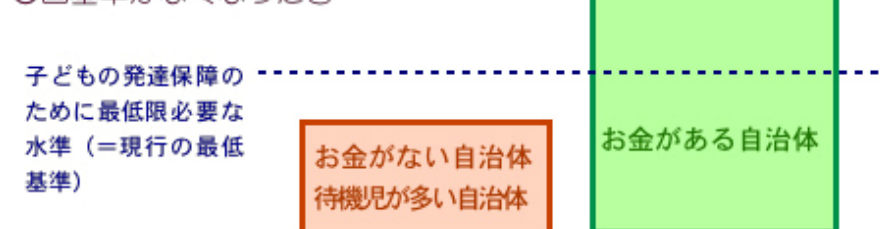
しかし、国や自治体の財政難により、こうした上乗せをする余裕が無くなり、特に待機児童問題の深刻な自治体では最低基準で定められた面積基準ぎりぎりまで子どもを詰め込む事態が広がっています。このような状況下で、国の最低基準が廃止されてしまったら、現時点では歯止めとなるものがなくなるため、待機児童の多い都市部では限界を超えた「詰め込み保育」が励行されていく恐れがあります。また、財政が豊かな自治体と財政が厳しい自治体の間で、子どもの育つ環境やセーフティ機能の格差が広がる可能性もあります。

国の最低基準がなくなるとどうなるのか？

○現状（国の最低基準がある）



○国基準がなくなったら



Q：認可外保育施設に通う、あるいは認可保育園に入りたくても入れない子どもや親にとって、最低基準に何のメリットがあるのですか？

A：最低基準は、子どもの発達を保障する、日本の保育の最低の基準です。認可保育園だけでなく、認可外であろうと、どの地域の保育施設であろうと、日本で育つ子どもたちに最低、保障されるべき基準です。実際、東京都の認証保育所（認可外）にも国の最低基準が一定程度、反映されているほか、行政による認可外保育施設の指導、監督の際の目安ともなっています。

また、最低基準は、国や保育所運営に必要な人件費の算定や、園を新設・改築の補助金の算定の基礎となっています。地域に求められる認可外保育施設が、今後認可を受けて、よりよい施設環境や職員配置、安定した運営基盤等のもとに望ましい保育環境を実現するためにも、最低基準は必要なのです。

Q：ヨーロッパやアメリカでは国ではなく、各自治体が面積基準や職員の配置を決定していると聞きますが。

A：確かに、保育が充実していると言われるスウェーデンでは、各自治体が面積基準や職員配置、クラス定員などの詳細を決定し、地域に密着した保育を提供しています。しかし、自治体がまったくのフリーハンドで決定しているわけではありません。中央政府に位置する教育庁がガイドラインを示しており、そのガイドラインに合致しているかどうか、公的資金の対象となる施設の監査、監督を行っています。また、就学前教育・保育支出のGDP比は日本の約4.5倍です。土台となる予算が自治体に配分されているからこそ、自治体は地域に密着した保育が提供できるのです。

一方、アメリカでは連邦政府は面積基準や職員配置、クラス定員などに関し、法律に裏打ちされた統一的な基準やガイドラインを示していません。各州が策定していますが、その基準が必ずしも義務付けになっていないため、地域間の格差、親の所得による保育提供の格差が大きな問題となっています。

各国の最低基準

| 国・地域等 | | 中央政府による法律による統一基準またはガイドライン提示の有無 | 室内の乳児一人あたりの面積 | 室内の幼児一人あたりの面積 | 園庭など子ども一人あたりの面積 | 保育者の配置(子どもの数:保育者数) |
|--------|----------------|------------------------------------|----------------------------|---------------------|-----------------|--|
| 日本 | 認可保育所 | 有 | 3.3㎡(ハイハイする2歳未満の乳児) | 1.98㎡(2歳以上) | 3.3㎡(2歳以上) | ゼロ歳児3人:1人 1-2歳6人:1人 3歳児20人:1人 4歳児以上30人:1人 |
| | | 「児童福祉法」及び「児童福祉施設設置最低基準」 | | | 園庭設置義務なし | |
| | 東京都 認証保育所A型 | 有 | 3.3㎡(年度途中は2.5㎡まで弾力化) | 1.98㎡(2歳以上) | 規定なし | 認可保育所と同様の配置基準とする |
| | | 「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」 | | | 規定なし | |
| イギリス | イングランド | 有 | 3.5㎡(2歳未満) | 2.5㎡(3-5歳) | | 2歳未満3人:1人 2歳4人:1人 3歳児以上13人:1人 |
| | | 保育法(面積基準、子どもの知育活動に必要な諸室、職員配置、最大定員) | 多目的室、通路等は含まない | 多目的室、通路等は含まない | | |
| スウェーデン | ストックホルム市 | 有 | 7.5㎡ | 7.5㎡ | 年齢による面積基準なし | ゼロ-3歳未満児1クラス 12人:3人 4-5歳児1クラス 16人:3人 |
| | | 「環境法」および教育庁(Skolvert)ガイドライン | | | | |
| アメリカ | ワシントン州 | なし | 4.64㎡(1歳未満) | 3.25㎡(1歳以上) | 6.96㎡ | ゼロ歳児4人:1人 1-2歳半未満7人:1人 2歳半-5歳児10人:1人 |
| | | — | 幼児用ベッドを使用する場合、一人あたり1.39㎡追加 | 屋内空間の計算には廊下、階段等含まない | | |